

〈訳注〉

『封氏聞見記』 訳注 (一)

高瀬 奈津子・江川 式部

一、『封氏聞見記』 解題

『封氏聞見記』は、中国唐代(六〇一―一九〇七)の官僚であった封演が撰した筆記小説である。成書年は、その内容等から、およそ貞元一六年(八〇〇)頃とみられている。

撰者の封演は、『旧唐書』『新唐書』の列伝等に記載がなく、生没年及び貫籍は不詳である。天宝の末に進士となり、昭義軍節度相州刺史薛嵩(?―七七二)の属僚となったのち、魏博節度使田承嗣(?―七七九)の幕下に入り、檢校吏部郎中兼御史中丞となった。七七年二月に田承嗣に代わって田悦(?―七八四)が節度使となると、司刑侍郎に封ぜられた。『新唐書』及び『宋史』芸文志には、彼が撰した書物として『古今年号録』一卷、『錢譜』(『新唐書』には『統錢譜』)一卷、『元正占書』一卷、及び『封氏聞見記』五巻がみえるが、この『封氏聞見記』以外は既に散逸してしまっている。

『封氏聞見記』は『新唐書』・『宋史』芸文志のほか、宋・晁公武『郡齋讀書志』や宋・陳振孫『直齋書録解題』にもその名がみえており、いずれも五巻とされている。しかしながら伝存する現行本はいずれも十巻であり、一部に欠文がある。本書は全部で一〇一篇の項目が立てられているが、このうち元々現行本に正文が収載されていたのは九二篇であり、欠けていた九篇のうち六篇は、後人が『唐語林』や『南

部新書』、『全唐文』から補ったものである。残り三篇は正文が伝わっていない。

現行本十巻には、それぞれ以下のような篇目が含まれている。各巻ごとにおおよその傾向があり、以下に巻ごとの概要を記してその内容を一覧してみたい。なお篇目名上の数字は、ここで便宜的に付したものである。

【巻一】 道教・儒教の歴史

1 道教、2 儒教

【巻二】 学術

3 文字、4 典籍、5 石経、6 声音

【巻三】 唐朝の選官制度

7 貢挙、8 制科、9 銓曹、10 風憲（原欠。『唐語林』巻八より補う）

【巻四】 唐朝の典章制度とその掌故

11 尊号、12 運次、13 降誕、14 金雞、15 露布、16 甌使、17 定諡、18 明堂、19 武監、20 漳濱

【巻五】 同上

21 鹵簿、22 公牙、23 官銜、24 頌徳、25 壁記、26 豹直、27 燒尾、28 花燭、29 第宅、30 巾幘、31 凶画、32 長嘯

【巻六】 生活・遊戯

33 飲茶、34 打毬、35 拔河、36 繩妓、37 石誌、38 碑碣、39 羊虎、40 紙錢、41 道祭、42 忌日

【巻七】 各地の自然景觀・異物

43 視物近遠（欠）、44 海潮（原欠。『全唐文』巻四四〇より補う）、45 北方白虹（原欠。『唐語林』巻五より補う）、46 西風則雨（原欠。『唐語林』

巻八より補う）、47 松柏西向（欠）、48 蜀無兎鴿、49 月桂子、50 石鼓（原欠。『唐語林』巻五より補う）、51 弦歌駅（欠）、52 高唐館（原欠。

『南部新書』庚より補う）、53 温湯

【巻八】 同上

54 歴山、55 二朱山、56 繹山、57 姜里城、58 文宣王廟樹、59 孟嘗鑊、60 仏図澄姓、61 巨骨、62 大魚腮、63 窃虫、64 霹靂石、65 魚龍畏鉄

【卷九】 唐朝官吏の嘉言・善行

66 剛正、67 淳信、68 端慤、69 貞介、70 審諤、71 抗直、72 忠鯁、73 誠節、74 任使、75 礼遣、76 遷善、77 惠化、78 推讓、79 奇政、80 掩惡、81 解紛、82 陵庄、83 除蠹

【卷十】 同上

84 衿尚、85 諷切、86 歛狎、87 祛恠、88 修復、89 賛成、90 討論、91 穎悟、92 敏速、93 避忌、94 戲論、95 失誤、96 謬識、97 查談、98 嘲玩、99 慙悚、100 狂譎、101 侮諱

『封氏聞見記』には唐代の典章制度、故事や史実が多く記載されている。遊戯や景観などの日常生活の諸相がふんだんに記録されており、またそこに描かれる史実には、『旧唐書』や『新唐書』のような正史にはない事柄も多くあり、当該時期の時代像をうかがう史料として極めて高い価値をもつ。『四庫全書総目提要』はこの書を「唐人小説多涉荒怪、此書独語必征実（唐人の小説は多くが荒唐無稽で奇怪な内容を記すが、この書のみは事実を追究し述べようとしている）」と評している。

『封氏聞見記』の伝本には、およそ次のようなものがある。

【抄本】

天一閣藏明抄本、莫邵亭藏旧抄本、凌紱曾藏抄本、四庫全書本、天津周氏藏抄本

【校本】

海源閣藏朱邦衡校蒋氏本、陸心源校本、繆荃孫雲輪閣藏校本、王国維校本

【刻本】

雅雨堂叢書本（叢書集成初編に影印）、石研齋四種本、江都秦燾刻本、学海類編本、封氏家刻本、指海統刻本、讖輔叢書本、学津討

原本

このほか、一九三三年には雅雨堂叢書本を底本にしつつ各本を参照して校訂を加えた、趙明信編『封氏聞見記校証 付序録・付録・引得』（北平燕京大学図書館引得編纂所鉛印）が刊行され、これを底本に中華書局編集部が更に修訂・刪去を加えた『封氏聞見記校注』が一九五七年に出版（一九六三年に『晋唐劄記六種』として世界書局により影印、二〇〇五年に『唐宋史料筆記叢刊』として再刊）されている。また内容や語句の解釈に踏み込んだ注釈本には、張耕注評『封氏聞見記』（歴代筆記小説小品選刊、学苑出版社、二〇〇一年）がある。

唐代史研究において貴重な内容を多く含む本書であるが、上記の張耕注評本を除き、これまで訳注の類は作成されていない。こうしたことから邦訳を試みてみよう、高瀬奈津子と江川式部の二人で、折々に読書会を行ってきた。作業は遅々として進まず、未だ緒に就いたばかりである。とはいえ、いちど作業内容を訳注原稿としてまとめておくのも良いだろうということになり、今回巻一の「道教」及び「儒教」を整理して原稿とした。訳注を行うにあたっては、上記一九三三年趙明信本の影印（『哈仏燕京学社引得特刊7 封氏聞見記校証付引得』）を底本に使用し、高瀬と江川がそれぞれ各項を分担して作業を進め、最終的に二人で読み合わせを行って解釈の正確に努めた。理解・注釈の不行き届きも多々あると思う。ぜひ諸先学のご批評を賜りたい。

（江川 式部）

二、本文訳注

〔一〕『封氏聞見記』卷一・道教

【原文】

本自黄帝至老君祖述其言、故稱爲黄老之學。戰國時、圉寇蒙莊之徒著書、咸以黄老爲宗師。圉寇天瑞篇引黄帝之書曰、谷神不死、是爲元牝。元牝之門、是爲天地根。綿綿若存、用之不勤。此章黄帝之言而存五千之内、則老氏所書同出已明矣。其後學道、學儒、學墨諸家、分明各爲一教。漢武帝進用儒術、黄老由是見廢。後漢桓帝夢見老子、詔陳相孔壽立廟於苦縣刻石爲銘。今亳州眞源縣即古楚縣賴鄉也、

漢時屬陳國。郭緣生述征記云、老子廟中有九井汲一井、八井皆動、即其地也。國朝以李氏出自老君故崇道教。高祖武德三年、晉州人吉善行於羊角山見白衣老父、呼善行謂曰、爲我語唐天子、吾是老君、即汝祖也。今年無賊、天下太平。高祖即遣使致祭立廟于其地。遂改浮山縣爲神山縣、拜善行爲朝散大夫。高宗乾封元年、還自岱嶽、過眞源縣、詣老君廟、爲元元皇帝。元宗開元二十一年、親注老子道德經、令學者習之。二十九年、兩京及諸州各置元元皇帝廟、京師號元元宮、諸州號紫極宮。尋改西京元元宮爲太清宮、東京元元宮爲□□宮。(以下缺)

【訓読】

本とより黄帝より老君に至るまで其の言を祖述す、故に称して黄老の学と爲す(一)。戦国の時、圍寇・蒙莊の徒書を著すに(二)、咸黄老を以て宗師と爲す。圍寇の天瑞篇は黄帝の書を引きて曰く、谷神は死せず、是れを元牝と爲す。元牝の門、是れを天地の根と爲す。縮縮として存するが若く、之を用ひて動きず、と(三)。此の章は黄帝の言にして五千の内に存すれば、則ち老氏の書く所出ざるを同くするは已に明らかなり(四)。其の後道を学び、儒を学び、墨を学ぶの諸家、分明して各おのの教と爲す。漢武帝儒術を進用し(五)、黄老は是れに由り廢れらる。後漢桓帝夢に老子を見、陳相孔寿に詔して廟を苦県に立て石を刻み銘を爲らしむ。今の亳州眞源県は即ち古の楚原頼郷なり、漢の時陳国に属す(六)。郭緣生の述征記云ふに、老子廟中に九井有り、一井を汲み、八井皆動く、と(七)、即ち其の地なり。國朝は李氏老君より出ざるを以て故に道教を崇む(八)。高祖武德三年(六二〇)、晋州の人吉善行羊角山に於いて白衣老父を見、善行を呼び謂ひて曰く、我が爲に唐天子に語れ、吾れ是れ老君なり、即ち汝の祖なり。今年は賊無し、天下太平、と。高祖即ち遣使して致祭し其の地に廟を立てしむ。遂に浮山県を改め神山県と爲し、善行を拜して朝散大夫と爲す(九)。高宗乾封元年(六六六)、岱嶽より還り、眞源県を過ぎ、老君廟に詣で、元元皇帝と爲す(一〇)。元宗開元二十一年(七三三)、親しく老子道德経に注し、学ぶ者をして之を習はしむ(一一)。二十九年(七四二)、兩京及び諸州各おの元元皇帝廟を置き、京師は元元宮と号し、諸州は紫極宮と号す。尋ひて西京の元元宮を改め太清宮と爲し、東京の元元宮を□□宮と爲す(一二)。(以下缺)

【註釈】

(一) 本とより黄帝より老君に……称して黄老の学と為す 「黄帝」は太古にあらわれた五帝の最初の帝王の名。曆算・音楽・文字・医薬などを創始したとされる。「老君」は老子の尊称、太上老君ともいう。老子は周代楚の苦県くけんの人。姓を李、名を耳、字を聃たん、一説には字を伯陽とし、聃は諡とする。道家・道教の祖であり、「老子」の著者とされてきた。「祖述」は先人の道を手本として受け継ぐこと。「黄老の学」は、黄老思想のこと。黄帝と老子は戦国時代後期より一体化し、「道」や無為の道家思想に、法家思想をあわせもつた政治思想として、前漢時代の半ばまで流行した。

(二) 戦国の時、圜寇・蒙荘の徒書を著すに 「圜寇」は、列禦寇れつぎょくのこと。戦国時代の鄭ていの人で、『列子』の著者とされる。「蒙荘」は、莊周せうしゅうのこと。戦国時代宋の蒙県の人で、『莊子』の著者とされる。

(三) 圜寇の天瑞篇は黄帝の書を……之を用ひて勤きんきず、と この部分の引用は、『列子』天瑞篇第一章に、
黄帝書曰、谷神不死、是謂玄牝。玄牝之門、是謂天地根。綿綿若存、用之不勤。

とある。「玄牝」が本文中では「元牝」となっているが、これは「玄」が清の康熙帝の諱にあたり、「元」で代用させたため。本文中で唐の玄宗が「元宗」となっているのも同様である。「黄帝の書」は今に伝わっていないが、『漢書』芸文志にある『黄帝四経』などのような文献ではないかとされている。

(四) 此の章黄帝の言にして……已に明らかなり 「五千の内」とは『老子』をさす。前掲注(三)所引の『列子』と同文の文章が、『老子』上篇第六章に

谷神不死、是謂玄牝。玄牝之門、是謂天地根。綿綿若存、用之不勤。

とあり、これらが一致することから、『列子』は『老子』と同じく「黄帝の書」を出典としていことが分かるという。

(五) 漢武帝儒術を進用し 前漢の武帝は董仲舒の対策により、『漢書』武帝紀に

建元五年(前一三六)春、置五經博士。

とあり、さらに『漢書』儒林伝贊に、

自武帝立五經博士、開弟子員、設科射策、勸以官祿、訖於元始、百有餘年、伝業者寢盛、支葉蕃滋。一經説至百余方言、大師衆至千余人、蓋祿利之路然也。

とあるように、五經博士が置かれ、学校制度が確立されて、儒学を学んだものが官吏となるシステムが設けられたことで、儒学の地位が確立した。

(六) 後漢桓帝夢に老子を見、……刻み銘を為らしむ 後漢の桓帝が苦県に老子を祀る廟を作らせたのは、『後漢書』桓帝紀に、

(延熹) 八年(一六五) 春正月、遣中常侍左悺之苦県、祀老子。十一月：使中常侍管霸之苦県、祀老子。

とあるように、延熹八年のことであり、二度にわたって中常侍を派遣し、老子を祀らせている。さらに、『水経注』卷二三には、苦県の老子廟とその近くに建てられた石碑について、次のように記す。

谷水又逕苦県故城中、水泛則四周陸壘、耗則孤津独逝。谷水又東逕頼郷城南、谷水自此東入過水。過水又北逕老子廟東、廟前有二碑、在南門外。漢桓帝遣管霸祠老子、命陳相辺韶撰文、碑北有双石闕甚整頓、闕北東側、有孔子廟、廟前有一碑、西面是陳相孔疇建和三年(一四九)立、北則老君廟、廟東院中有九井焉。過水又屈東逕相県故城南、其城卑小、実中、辺韶『老子碑』文云、老子、楚相県人也、相県虚荒、今属苦、故城猶存、在頼郷之東、過水処其陽。疑即此城也、自是无郭以応之。

苦県故城の東の頼郷城に老子廟があり、廟の前には二つの石碑があつて、その一つが後漢の桓帝が管霸を派遣して老子を祀らせた時に建てたものである。本文中では、「陳相孔寿に詔して石を刻み銘を為らしむ」とあるが、『水経注』では、その石碑を造らせたのは「陳相辺韶」であり、これが『老子銘』と呼ばれるものである。老子廟の前の双石闕に「西面は是れ陳相孔疇建和三年立つ」とあり、これが本文中にある「陳相孔為に詔して石を刻み銘を為らしむ」に該当するかもしれないが、『後漢書』桓帝紀の建和三年条には桓帝が老子を祀らせた記述はない。また、辺韶の『老子銘』は宋の洪适『隸釋』卷三に収録されており、その文中に、

延熹八年八月甲子、皇上尚徳弘道：夢見老子尊而祀之、于時陳相辺韶、典国之礼。敢演而銘之。

とあり、桓帝が老子を夢に見たことにより、これを祀ったという話がかかれてい

(七) 郭縁生の述征記云ふに、……八井皆動く、と 郭縁生は東晋末宋初の人。劉裕に従つて南燕や後秦討伐に従軍し、宋の建国後には、

従軍した時に見聞したことをまとめた『述征記』二巻と『続述征記』を著した。二書とも今には伝わっておらず、『封氏聞見記』の他に、『水経注』や『北堂書鈔』『初学記』などに佚文が残っている。老子廟にある九井のことは、前掲注(六)所引の『水経注』にも「廟の東院中に九井有り」とある。

(八) 国朝は李氏老君より……道教を崇む 唐朝が老子を皇祖として認めたのは、太宗の貞観十一年(六三七)の詔においてである。すなわち、『唐大詔令集』巻百十三「道士女冠在僧尼之上詔」において、太宗は、仏教が中国に伝来して以来、その信仰が道教を圧倒するほどの高まりを見せていることに對して、この状況を改めるべきだとし、続いて次のように述べる。

況朕之本系、起自柱下、鼎祚克昌、既憑上德之慶。天下大定、亦頼無為之功。宜有改張、闡茲玄化。自今已後、齋供行玄法、至於称謂、道士女冠可在僧尼之前。庶敦本之俗、暢於九有、尊祖之風、貽諸万葉。

宗室李氏の本系が老子より出ているので、今後は道士・女冠を僧尼の前に在らしめて、道教を優遇し、祖宗への尊重を後世に伝えるべきだ、という。

(九) 高祖武德三年(六二〇)、晋州……朝散大夫と為す 『唐公要』巻五十・尊崇道教によれば、

武德三年五月、晋州人吉善行于羊角山、見一老叟、乘白馬朱鬣、儀容甚偉、曰「謂我語唐天子、吾汝租也。今年平賊後、子孫享国千歳。」高祖異之、乃立廟于其地。

とあり、同署巻七十・州県改置上には、

晋州、…神山県、武德二年(六一九)九月、置浮山。三年九月十九日、以吉善行於羊角山下見老君改焉。

とあることから、吉善行が羊角山で老君と遭遇し、その言葉を高祖李淵に伝えたのが武德三年三月で、その二カ月後の五月に県名の変更が行われたことがわかる。「朝散大夫」は、文散官で従五品下。

(一〇) 高宗乾封元年(六六六)、岱嶽……元元皇帝と為す 『旧唐書』巻五・高宗紀下に、

麟德三年春正月戊辰朔、車駕至泰山頓。…己巳、帝升山行封禪之礼。…壬申、…改麟德三年為乾封元年、…丙戌、発自泰山。…二月己未、次亳州。幸老君廟、追号曰太上玄元皇帝、創造祠堂。其廟置令・丞各一員。改谷陽県為真源県、県内宗姓特給復一年。

とあり、一月に泰山での封禪を終えた後、二月に亳州の谷陽県にある老君廟に立ち寄り、老子に太上玄元皇帝の号を贈り、県名が真源県に変更された。

(一一) 玄宗開元二十一年(七三三)、……之を習はしむ 『旧唐書』 卷八・玄宗紀上では、

(開元) 二十一年春正月庚子朔、制令士庶家藏老子一本、毎年貢拳人量減尚書・論語兩条策、加老子策。

とあり、開元二十一年正月に『老子』を天下に頒布し、各戸に所藏させ、科挙受験者に対しては、『尚書』と『論語』に代わって『老子』の試験が課されることになった。この『老子』とは、玄宗御注の『老子道德経』のことである。ところで、『新唐書』 卷四四・選舉志上によると、

(開元) 七年(七一九)、…及注老子道德経成、詔天下家藏其書、貢拳人減尚書・論語、而加老子。

とあり、先ほどの『旧唐書』玄宗紀の記述と一致しない。『新唐書』の記事に「開元二十一年」が脱落していると考えられるならば、玄宗は開元二十年までに『老子』の注を完成させていたことになる。

(一二) (開元) 二十九年(七四一)、……□□宮と為す 『旧唐書』 卷九・玄宗紀下によれば、

(開元) 二十九年春正月丁丑、制兩京・諸州各置玄元皇帝廟并崇玄学、置生徒、令習老子・莊子・列子・文子、毎年准明経例考試。…

とあり、開元二十九年に兩京と諸州に玄元皇帝廟と国立の道学研究所である崇玄学を置き、『老子』『莊子』『列子』『文子』を学ばせ、科挙の明経科の例にならって毎年試験を行わせた。また、

(天宝二年(七四三)) 三月壬子、…改西京玄元廟為太清宫、東京為太微宮、天下諸郡為紫極宮。

とあることから、本文中の「尋ひで…」以下の文は、天宝二年三月のことであり、文末の「□□」には「太微」が入ることが判明する。さらに、諸州の玄元廟を紫極宮と呼ぶようになったのも天宝二年三月のことであることも分かる。

【現代語訳】

黄帝から老子までの言葉を手本として受け継いだので、「黄老の学」と呼ばれる。戦国時代、列禦寇や莊周が書物を編纂する時には、

皆黄帝や老子を手本とした。例えば、列禦寇の『列子』天瑞篇第一章に「黄帝の書」を引用して、「谷の神は不死身である。それを玄妙なる牝メスという。玄妙なる牝の陰門いんもんを、天地の根源という。ずっと続いて存在し続けているようであるが、いくら働いても尽き果ててしまうことはない」という。この章は黄帝の言葉を引用したものであり、『老子』にも存在することから、『列子』は『老子』と同じく「黄帝の書」を出典としていることが分かる。その後、道学を学び、儒学を学び、墨学を学ぶ思想家たちが分かれて、諸学派が形成された。前漢の武帝は儒学を国家教学としたため、これより黄老学は廃れることになった。後漢の桓帝は老子の夢を見たので、陳国の長官の孔寿に命令して苦県くけんに老子廟を建てさせ、そのこと記した石碑を造らせた。今の亳州真源县は、かつての楚県頼郷であり、当時は陳国に属していた。郭縁生くえんせいの『述征記』に、「老子廟の中に九つの井戸があり、その一つの井戸を汲むと、残りの八つの井戸が動く」と書いている場所がここである。今の王朝（唐朝）は、老子が宗室と同じ李姓であることから、道教を尊崇している。高祖の武徳三年（六二〇）、晋州の人である吉善行は羊角山で白衣の老人に会い、その老人が善行を呼び、「私に代わって唐の天子に伝えてくれ。私は老君であり、お前の祖先である。今年は賊もなく、天下は太平である」と言った（と高祖に申し上げた）。そこで高祖は使者を派遣して老君の祭りを行い、その地に廟を建立させた。そして、浮山県を神山県と改め、吉善行を朝散大夫とした。高宗の乾封元年（六六六）、高宗は泰山から戻る途中に真源县を通過した際に、老君廟に参詣し、老君に玄元皇帝の尊号を与えた。玄宗の開元二年（七三三）、玄宗みずから『老子道德経』の注を完成し、科挙受験者に『老子』を学ばせた。開元二九年（七四一）には、両京と各州に玄元皇帝廟を設け、京師の廟は玄元宮と名付け、各地の廟は紫極宮と名付けた。まもなく、西京の玄元宮を太清宮と改め、東京の玄元宮を□□宮（太微宮）と改めた。（以下欠）

（高瀬奈津子）

(一) 『封氏聞見記』 卷一・儒教

【原文】

□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (一行闕) 復。以諸生多不精勵、遂廢州縣學。京師惟留國子生七十二人。煬帝即位、復興教誨。國朝以來、州縣皆有博士。縣則州補、州則吏曹授焉。然博士無吏職、惟主教授、多以醇儒處之。衣冠俊乂恥居此任。元宗時、兩京國學有明經進士、州縣之學絕無舉人、於是勅停鄉貢、一切令補學生然後得舉。無何、中原有事、乃復為鄉貢、州縣博士學生、惟二仲釋奠行禮而已。今上登極、思宏教本、吏部尚書顏真卿、奏請改諸州博士為文學、品秩在參軍之上、其中下州學一事已上、並同上州、每令與司功參軍同試貢舉、並四季同巡縣點檢學生、課其事業。博士之為文學、自此始也。流俗、婦人多於孔廟祈子、殊為褻慢、有露形登夫子之榻者。後魏孝文詔、孔子廟不聽婦人合雜、祈非望之福、然則輿俗所為有自來矣。

【訓読】

□□□□□□□□□□□□□□□□□□ (一行缺) 復。諸生多く精勵せざるを以て、遂に州県学を廢す。京師は惟だ国子生七十二人を留む(一)。煬帝即位し、復た教誨を興す(二)。国朝以来、州県皆な博士有り(三)。県は則ち州補い、州は則ち吏曹授く(四)。然れども博士は吏職無く、惟だ教授を主り、多く醇儒を以て之に処す(五)。衣冠俊乂は此の任に居るを恥づ(六)。元宗の時、兩京の国学は明經、進士有り(七)、州県の学は絶えて挙人無く、是に於て勅して郷貢を停め、一切學生に補し、然る後に挙を得さしむ(八)。何無く、中原事有り、乃ち復た郷貢を為す(九)。州県の博士・學生は、惟だ二仲に釈奠に行礼するのみ(一〇)。今上登極し、教本を宏げんことを思う(一一)。吏部尚書顏真卿奏請すらく、諸州の博士を改めて文学と為す(一二)、品秩は參軍の上在り、其の中下の州学の一事已上は、並びに上州と同じ(一三)、毎に司功參軍と共に貢挙を試し(一四)、並びに四季共に県を巡り、學生を点檢し、其の事業に課せしめん(一五)、と。博士の文学と為るや、此自り始まるなり。流俗、婦人多く孔廟に於て祈子す、殊に褻慢と為り、露形して夫子の榻に登る者有り(一六)。後魏孝文詔すらく、孔子廟は婦人の合雜し、非望の福を祈るを聴さず、と(一七)。然らば則ち輿俗の為す

所は自りて来たる有り（一八）。

【註釈】

（一）遂に州県学を廢す。京師は惟だ国子生七十二人を留む 『隋書』卷二・高祖下に、

（仁寿元年六月）乙丑、詔曰「儒学之道、訓教生人、識父子君臣之義、知尊卑長幼之序、升之於朝、任之以職、故能養理時務、弘益風範。……今宜簡省、明加獎勵。」於是国子学唯留学生七十人、太学・四門及州县学並廢。

とあり、高祖文帝楊堅の、仁寿元年（六〇一）六月の詔により、国子学以外の学校が廢されたことがみえる。残された国子学は、翌七月に太学に改められた。なお国子学に残された学生数は、本文には「七十二」とあり、右の『隋書』高祖紀には「七十」、また同『隋書』卷七五・儒林伝序には「七十二」とある。

（二）煬帝即位し、復た教誘を興す 「教誘」は教え導くこと、すなわち教学をいう。『隋書』卷三・煬帝紀に、

（大業元年閏七月）丙子、詔曰「君民建國、教学為先、移風易俗、必自茲始。……其国子等学、亦宜申明旧制、教習生徒、具為課試之法、以尽砥礪之道」。

とあり、また同『隋書』卷七五・儒林伝序にも次のようにある。

煬帝即位、復開庠序、国子・郡县之学、盛於開皇之初。徵辟儒生、遠近畢至。

これらのことから煬帝は即位後、国子学及び文帝期に廢止されていた州県学を復興したことが確認できる。

（三）国朝以来、州県皆な博士有り 「国朝」は唐をさす。唐代の州県学の博士については、『唐六典』卷三〇・三府督護州県官吏に、

上州「原注…凡戸滿四万已上為上州」……經学博士一人、從八品下。助教二人。学生六十人。医学博士二人、正九品下。助教一人。学生十五人。中州「原注…戸二万已上」……經学博士一人、正九品上。助教一人。学生五十人。医学博士二人、從九品下。助教一人、学生十二人。下州「戸不滿二万者為下州」……經学博士一人、正九品下。助教一人。学生四十人。医学博士一人、從九品下、学生二十人。……經学博士、以五經教授諸生。医学博士、以百藥救療平人有疾者。

諸州上県……博士一人。助教一人。学生二十五人。諸州中下県……博士一人。助教一人。学生二十五人。諸州下県……博士一人。助教一人。学生二十人。……博士掌以経術教授諸生。二分之月、積奠于先聖・先師。

とあり、州・県には経学博士と医学博士が置かれていた。学校には経学博士と助教がおり、学生の教学に当たった。

(四) 県は則ち州補い、州は則ち吏曹授く 県学の経学博士は州が選び、州学の経学博士は「吏曹」すなわち尚書吏部が選ぶということ。

前掲注(三) 所引の『唐六典』にみえるように、州学の博士は流内官であり、中央の尚書吏部で選任が行われた。県学の博士は流外官で、『唐六典』卷三〇・三府督護州県官吏の功曹・司功参軍条には、

凡……県博士・助教……並州選、各四周而代。……「原注…博士・助教部内無者、得於旁州通取」。

とあるのみで、具体的な補任方法については明らかではない。

州県学の経学博士にどのような人物が選ばれたかについては『通典』卷三三・職官一五に、

大唐府郡置経学博士各一人、掌五経教授学生。多寒門鄙儒為之。

とある。

(五) 然れども博士は吏職無く、……多く醇儒を以て之に処す 前掲注(三) 所引の『唐六典』には、州県学の博士の職掌について「博士

士掌以経術教授諸生。二分之月、積奠于先聖・先師」とのみあり、州学の経学博士は品階をもつが、県学の博士は品階もなく、学生に教授することのほかに「吏職」すなわち官吏としての職務は与えられていなかった。「醇儒」は、純粹に儒学に忠実な学者の意。

(六) 衣冠俊^{しゅん}又は此の任に居るを恥づ 「衣冠」は衣服と冠。朝廷に出仕するときに着用する礼服をいい、転じてそうした衣冠を身に着ける貴い家柄をさす。「俊^{しゅん}」はすぐれて賢い人。代々衣冠を着用するような家柄の賢才という意。前掲注(四) 『通典』卷三三の記事にあるように、吏職がなく将来出世の見込みのない州県学の博士には、家柄の高くない寒門出身者が多かったようである。

(七) 兩京の国学は明経・進士有り 「兩京」は京兆長安と東都洛陽。「国学」は国子学・太学・四門学をさす。唐朝では中央に六学(国子学・太学・四門学・律学・書学・算学)が置かれていた。『新唐書』卷四四・選舉志上には、

凡学六、皆隸于国子監。国子学、生三百人、以文武三品以上子孫若徒二品以上曾孫及勲官二品・県公・京官四品帯三品勲封之子為

之。太学、生五百人、以五品以上子孫・職事官五品期親若三品曾孫及勳官三品以上有封之子為之。四門学、生千三百人、其五百人以勳官三品以上無封・四品有封及文武七品以上子為之、八百人以庶人之俊異者為之。律学、生五十人。書学、生三十人。算学、生三十人。以八品以下子及庶人之通其学者為之。

とある。六学のうち、国子学・太学・四門学は将来官吏になるために儒学を学び、成績が良ければ四門学から太学へ、また太学から国子学への昇学が可能であった。卒業の後、出仕任官を希望する者は、先に国子監主催の試験（「簡試」という）を受け、その後尚書省（開元前は吏部、開元後は礼部）の試験を受けて可否が判定された。こうした科挙受験者のうち、中央の学館出身者を「生徒」という。

唐代の任官システムには科挙のほか、制挙（臨時）・門蔭等がある。「明経」「進士」はそれぞれ科挙の科目であり、「国学は明経・進士有り」とは、後段の「州県の学は絶えて挙人無く」と合わせて考えると、中央の学館から科挙を受けて合格する者はいるが、この意味であろう。

（八）州県の学は絶えて挙人無く……然る後に挙を得ざしむ 「挙人」とは科挙受験者をいう。「郷貢」とは学館に由らず、州県の長官の推薦を受けて科挙を受験する者をさす。『通典』卷一五・選挙三に、

大唐貢士之法、多循隋制。上郡歳三人、中郡二人、下郡一人。有才能者無常数。

とあり、郡（州）から推薦を受けて応試する人数に年毎の員額のあったことがみえる。彼らは長安・洛陽に赴き、礼部試に臨んだ。

また『唐会要』卷三五・学校には、

開元二十一年（七三三）五月勅。諸州県学生、年二十五已下、八品九品子若庶人、生年二十一已下、通一経已上、及未通経、精神通悟、有文詞史学者、毎年銓量挙選、所司簡試、聽入四門学、充俊士。即諸州人省試不第、情願入学者、聽。

とある。前掲注（七）の内容に照らして考えると、長らく地方の州県学から科挙に合格するものが出ていないことをうけ、地方長官推薦の郷貢を廃止、州県学から中央の四門学等への昇学システムがつくられ、学業を修めたのち仕官のための試験を受けるよう制度が改められたのであろう。

（九）中原事有り、乃ち復た郷貢を為す 「事有り」とは、安史の乱（七五五〜七六三）をさす。「復た郷貢を為す」は、宝応二年（七六三）

六月に、再度郷貢が行われるようになったことをいう。『通典』卷一五・選挙三に、

宝応二年六月……勅旨、州県毎歳察孝廉、取在郷閭有孝悌・廉恥之行薦焉。委有司以礼待之、試其所通之学。五经之内、精通一经、兼能对策、達於理体者、並量行业授官。其明经・进士・道举、並停。

とあり、郷貢による孝廉科の試験が行われるようになったこと、また明经・进士科及び道举については停止することが述べられている。宝応二年(七六三)一月、范陽節度使李懷仙によって史朝義が殺され、九年に及んだ安史の乱は終息した。しかしこの大乱により、中央・地方の学校制度は荒廢し、学業を修めた学生に科挙を行うという、本来の教育↓選挙(科挙)システムが機能停止状態にあった。乱後の朝政立て直しのためには、いちはやく清廉忠実かつ優秀な人材を多数確保する必要がある、このため開元期にいちど廢止されていた郷貢による科挙受験を、孝廉科を設けることで復活させたのであろう。

(一〇) 州県の博士・学生は、惟だ二仲に積奠せきけんに行礼するのみ 前掲注(三)でみた『唐六典』の記事に「博士掌……二分之月、積奠于先聖・先師」とあった。唐代、積奠儀礼は仲春と仲秋に孔子廟で行われ、中央の場合は原則として皇太子または国子祭酒、地方の場合は州刺史・県令が主催した。その儀式次第は『大唐開元礼』卷五三「皇太子積奠於孔宣父」、卷五四「国子積奠於孔宣父」、卷五五「仲春仲秋積奠於齐太公」、卷六九「諸州積奠於孔宣父」、卷七二「諸県積奠於孔宣父」に詳しい。ただし、『唐会要』卷三五・積奠には、(開元)十一年九月七日勅「春秋二時積奠、諸州府並停牲牢、惟用酒脯。自今已後、永為常式」。

とありながら、開元二〇年(七三二)成書の『開元礼』卷六九・諸州積奠於孔宣父の礼文には「牲牢」すなわち犠牲の使用が組み込まれており、『開元礼』礼文そのままに儀礼が行われたと考えることは避けなければならない。

なお『開元礼』卷六九・七二には、積奠の参列者に「学生」はみえるが、「博士」はない。これは博士を含む州・県学関係者が「学官」という称谓で一括されていることによるのであろう。

(一一) 今上登極し、教本を宏げんことを思う 「今上」は徳宗(在位七八〇―八〇五)をさす。大歴一四年(七七九)五月辛酉(二二日)に代宗が崩御し、癸亥(二三日)に太極殿にて即位した。『旧唐書』卷二二・徳宗本紀参照。

(一二) 吏部尚書顔真卿奏請すらく、諸州の博士を改めて文学と為す 顔真卿が吏部尚書の任にあったのは、大歴一四年(七七九)

三月から建中元年（七八〇）八月まで。大暦二四年五月の代宗崩御の際には、真卿は礼儀使に任命されてその葬儀次第を任されたが、吏部尚書は兼任した。「諸州の博士」とは先にみた州学の経学博士をさし、「文学」と改称された。『新唐書』卷四九下・百官志には、次のようにある。

文学一人、従八品上。掌以五经授诸生、畧州州補、州則授於吏部、然無職事、衣冠恥之。

州文学については、この後、憲宗元和六年（八一）に、中州・下州の文学が廃止されている。

（二三）品秩は参軍の上に在り、……一事已上は、並びに上州と同じ 州の参軍（参军事）には録事・司功・司倉・司戸・司兵・司法・

司士がありそれぞれ職掌も異なる。品秩は上・中・下州で差等が設けられており、各参軍の中では、録事参軍の品階が最も高い。上州の録事参軍は従七品上、それ以外の諸曹参軍は従七品下、また下州の録事参軍は従八品上、所曹参軍は従八品下である。前掲注（二二）『新唐書』百官志の記事にみたように、州文学は「従八品上」であることから、下州の録事参軍と同じである。前掲注（四）でみた『唐六典』に記される上州の州学博士の品階は「従八品下」であったから、州文学と改称されて以後は一つ昇階されたことになる。とはいえず、全体的にみれば、参軍の上に置かれることはなかったとみてよいかもしれない。「一事」とは科擧の科目のうち、一科目以上に合格した者との意味である。中・下州の州学博士は本来流外であったことをふまえると、中・下州文学で出身（科擧合格）の資格をもつ者には、上州の文学（博士）と同じ従八品上の品階を与え、そのことによって就任者の意欲を高めようとしたことが窺える。

（二四）毎に司功参軍と同一貢擧を試し 「司功参軍」は州官。『唐六典』卷三〇・三府督護州県官吏に、

上州……司功参军事一人、従七品下、佐三人、史六人。……中州……司功参军事一人、正八品下、佐二人、史四人。……下州、司倉参军事一人、従八品下「原注・兼掌司功事」、佐二人、史四人。……功曹・司功参军事官吏考課・假使・選擧・祭祀・禎祥・道仏・学校・表疏・書啓・医薬・陳設之事。

とあるように、州内の選擧（人材登用）を掌り、学校を監督した。州学の経学博士（改称後は州文学）には、司功参軍とともに貢擧を担当させようとしたのであろう。

（二五）並びに四季同に県を巡り、学生を点検し、其の事業に課せしめん 「点検」はひとつひとつぶさに調べること。「其の事業

に課せしめん」とは、州文学の職務内容を勤務評価の対象とすることを述べたものである。州学の博士(文学)に優秀な人材が就任したがらないのは、職務内容が学生への教授だけに限られ、吏職はなく、他官のような昇任システムを持たないことが原因であった。このため顔真卿は、まず州学の経学博士を「州文学」と改称し、それと同時に州文学の品秩を格上げして、県学の巡察や学生の評価といった吏職を付加し、その職務内容を勤務評価の対象とすることで、彼らに昇任の道を拓こうとしたのである。また、これまで流外に置かれていた中・下州学の博士(文学)らについても、科挙合格の資格を持つ者には品秩を与えて、その身分を保障しようとしたと考えられる。

(一六) 流俗、婦人多く孔廟に於て祈子す、……夫子の榻に登る者有り 「祈子」とは、後嗣の無い者が、寺廟や道観に赴いて、子宝を授かるよう祈ること。「褻慢」は馴れあなどるの意。「露形」は裸体を露わにすることをいう。「夫子」は孔子、「榻」は長椅子で、子供欲しさに孔子廟の神座に裸で登る女性のいたことを述べる。

(一七) 後魏孝文詔すらく、孔子廟は婦人の合雑し、非望の福を祈るを聴さず、と 「合雑」は混雑すること。「非望」は分不相応な望みをいう。『魏書』卷七上・孝文帝紀の延興二年(四七二)条に、

(延興二年) 二月乙巳。詔曰「尼父稟達聖之姿、體生知之量、窮理盡性、道光四海。頃者淮徐未賓、廟隔非所、致令祠典寢頓、禮章殄滅、遂使女巫妖覡、淫進非禮、殺生鼓舞、倡優媠狎、豈所以尊明神敬聖道者也。自今已後、有祭孔子廟、制用酒脯而已、不聽婦女合雜、以祈非望之福。犯者以違制論。其公家有事、自如常禮。犧牲柔盛、務盡豐潔。臨事致敬、令肅如也、牧司之官、明

糾不法、使禁令必行」。

とある。これは孝文帝即位直後に出された詔であり、恐らく後見人であった祖母の馮氏の考えも含まれていよう。内容から、当時すでに孔子廟では婦女の願掛けが盛んに行われていたことがわかる。

(一八) 然らば則ち龔俗の為す所は自りて来たる有り 「龔俗」は無知な俗人をいう。唐代の孔子廟における俗人たちの迷信行為は、北魏時代に遡るものであることを述べる。

【現代語訳】

……(欠)……学生の多くが精進せず、州・県学が廃止され、京師に国子館の学生七十二人を留めるだけとなった。煬帝は即位ののち、また教育を復興させた。唐が建国されて以降は、州・県には博士が置かれ、県学の博士は州から補任され、州学の博士は尚書吏部にて選任された。しかし博士には官吏としての職務がなく、学生への教授を行うのみで、その多くは純粹に儒学を攻究せんとする学者たちであった。このため家柄の高い俊才は、この任に就くことを恥じていた。玄宗のときには、長安・洛陽の学館からは、科挙を受験し明経・進士科に合格する者たちがいた。しかし州・県学からは、長い間合格者が出ていなかった。このため地方長官推薦の郷貢を廃止して、すべての学生をいちど学校に入学させ、その後に受験をさせるようにした。その後まもなく、中原では安史の乱が起こり、再び郷貢を行うようになった。このため、州・県の博士や学生は、ただ仲春・仲秋に積算を行うだけの存在となってしまうたのである。今上陛下(徳宗)が即位されると、陛下は教化の基を拡げようとお考えになった。そこで吏部尚書の顔真卿は、次のように奏上した。「諸州の博士を「文学」と改称し、品秩は参軍事の上に置き、中・下州の州学の博士で一科目以上に合格した者は、上州の州文学(博士)と同じ品秩を与えてはどうか。そして毎回、司功参軍とともに貢挙を担当させ、四季ごとに、司功参軍と一緒に県学を巡察して学生を点検させ、その職務内容を評価するのです。」と。博士を「文学」と称するようになったのは、ここに始まる。ところで世俗では、多くの婦人が孔子廟に子宝を授かるよう祈りをささげているが、馴れ馴れしくも、廟の神座の長椅子に裸で登る者がいる。北魏の孝文帝の詔に、「孔子廟では、婦人が騒いで分不相応な願い事をしてはならない」とある。だとすれば、無知な人々の所業は、昔からのものであったということになる。

(江川式部)